

日本ホメオパシー協会 倫理規範

(2015年9月作成)

序論

この倫理規範は、ホメオパシーに関する業務が健全かつ責任をもって行われるための指針となることを目的とする。ホメオパスは、クライアントおよび同僚との関係において、常に誠実に尊厳を持ってふるまわなければならない。

この規範は、日本ホメオパシー協会（以下、協会）が正・準会員に期待する行為と業務の基準を述べる。協会の正・準会員は、倫理規範を熟読し、またこれを遵守することに同意するものとする。さらに、自らの専門業務に関する職業賠償保険を取得、維持することに同意するものとする。

この規範は、正・準会員に対して訴えが起こされた場合に、判断の基盤となるものである。ただし、全てを網羅するとは限らない。協会の業務行動手続き（第7章）の目的は、協会の正・準会員に対して何等かの訴えがなされた場合に、公正で透明性のある方法で対処することにある。この規範は、正・準会員の業務指針となり、公益に寄与することを目的とする。正・準会員にとっての最重要事項は、ホメオパスとしての職務を全うすると共に、倫理的側面に関するクライアントの要望に応えることである。クライアントには、ホメオパスを頼り、信頼することができる環境が与えられるべきである。正・準会員は、高水準の能力と行動を維持することが求められる。

ホメオパスは、コミュニケーションが双方向プロセスであることを認識しなければならない。それがクライアントとホメオパスとの良好な関係の基礎である。多くの訴えの根底にあるのは、この関係における誤解である。協会は、正式な申し立て手続きを始める前に、可能な限り、非公式の仲介を通して正・準会員と苦情申立人との間における見解の相違を解決するよう奨励する。業務の性質上、決定の多くは絶対的な善悪があるものではなく、相反する利害が考慮されなければならないような領域に落ち着くものである。この規範は、特定の異議申し立てが起こることが予想される領域を示し、これらの問題に対する健全な指針を提供するものである。疑問がある場合、正・準会員は、協会にアドバイスを求めることを奨励される。

正・準会員は、この規範の内容に精通し、必要事項をクライアントに十分に説明できなければならない。この規範の中で言及される特定の法律または規則は、その有効期間内になされた修正、統合、再制定、追加を含むものとする。

第一章 業務における重要原則

この原則は業務における指標となるものであり、全てを網羅することを意図したものではない。ホメオパスとクライアントとの関係性は、互いを尊重し合うものであることが望まれる。この協会に登録された全てのホメオパスは、以下のことを求められる。

- 1.1 クライアントの個々の要求を最優先すること。
- 1.2 クライアントのプライバシーと尊厳に敬意を払うこと。
- 1.3 全ての者を公平に、丁重に、思いやりをもって、差別することなく、適切に扱うこと。
- 1.4 個々のクライアントや公衆の信頼を育み、維持するように努めること。
- 1.5 積極的に傾聴し、個々のクライアントの考えや個人的な選択を尊重すること。
- 1.6 話し合いや情報の提供を通して、クライアントが自分自身の健康に責任を持つように励ますこと。
- 1.7 クライアントから得られた情報と、正・準会員が提供したアドバイスとケアを明瞭かつ包括的に記録し、それを保持すること。
- 1.8 偏りのない情報を分かりやすく提供し、クライアントが良識ある選択をできるようにすること。
- 1.9 クライアントのプライバシーを尊重し、保護すること。
- 1.10 クライアントの内密な情報は、次のような限られた状況でのみ開示される。例えば、暴力、危険行為、感染によってクライアントが他人の幸福を危険に曝す恐れがあるという強い根拠がある場合、あるいは子どもが危機に曝されていることが明らかかな場合。
- 1.11 専門家としての知識と技能を維持し、発展させること。
- 1.12 自身の権限と能力の範囲内でのみ業務を行うこと。
- 1.13 懸念や批判や苦情に対して、迅速に、建設的に応じること。
- 1.14 他のヘルスケア専門家の技能を尊重し、必要に応じて彼らと共同して仕事をする事と。
- 1.15 業務を行う国、地域における現行の法律に従うこと。

第2章 クライアント とホメオパスとの関係

契約の明瞭さ

1 正・準会員がホメオパシーによるケアを開始するときには、クライアントが自ら良識ある選択をすることができるように、サービスについての明確な情報を与えなくてはならない。これにはケアの性質、代金、セッションの具体的な流れ、記録の秘密性と保全についての書面での情報が含まれる。

インフォームド・コンセント

2 クライアントあるいはその代理人が十分な説明を受けた上で同意できるように、正・準会員は、ホメオパシーケアの性質と、その見通しと限界について、ケアの開始前とその後の適切なきに、明確で十分な情報を提供しなくてはならない。

3 正・準会員が他の補完的療法を提供できる立場にあつて、それを提供する場合は、あらかじめ、その療法についてクライアントに説明し、登録機関からの登録証明書や関連する資格を提示し、当該団体の行動規範の順守を示さなくてはならない。そして、その療法に関してもあらかじめインフォームド・コンセントを得るべきである。

紹介

4 クライアントの同意があるときのみ他の専門家への紹介ができる。ホメオパスは可能な限り、紹介する専門家が十分な資質を有していることを保証するべきである。

5 クライアントが自ら他の専門家に照会するかもしれない。それが適切であれば、ホメオパスは、クライアントのかかりつけ医や他のヘルスケア専門家に対する情報提供の必要性やその内容についてクライアントと話し合うべきである。処方薬の変更に関する責任はクライアントと処方者に在る。

6 クライアントがかかりつけ医から紹介された場合は、かかりつけ医がそのクライアントに対する包括的な臨床上の責任を維持する。

7 他のホメオパスやヘルスケア専門家からクライアントが紹介された場合、紹介の詳細を書面で記録すべきである。

8 正・準会員がクライアントのかかりつけ医や他のヘルスケア専門家と連絡をとることをクライアントが望まない場合は、いかなるときでもその意向を尊重し、カルテに記録する。

9 出来る限り継続したケアが望ましい。必要であれば、新規のクライアントが過去6カ月以内に別のホメオパスからケアを受けていた場合は、その詳細を得るために以前のホメオパスと連絡を取る許可をクライアントに求めるべきである。ケアの継続性が途

切れることによって不利益が生じる可能性がある場合は、そのことをクライアントに知らせるべきである。

病院でのケア

10 病院やホスピスなどに入院中のクライアントがホメオパシーケアを希望した場合、正・準会員は、臨床上の責任者にそのことを通知するのが望ましいことを、クライアントあるいはその代理人に知らせる。ケアを開始する前に、彼らの代わりにホメオパスがこの人物に連絡をとることを提案しても良い。

記録と記録保持

11 ケースノートは明確で読みやすく、常に最新の状態に更新しなければならない。また、ケアの内容とアドバイス、その後クライアントの状態が改善・継続・悪化したかどうか等、ケースに関連する適切な情報を全て含んでいなければならない。これはクライアントのケアのために重要であると同時に、正・準会員にとっては告訴や法的手続きに関わることが生じた場合にも不可欠なものである。記録は最後のセッションから7年間、また子供の場合は18歳の誕生日から7年間保存されるべきである。

12 電話や電子通信で与えたアドバイスも全て文書で詳細を記録し、ケースノートに入れるべきである。

13 クライアントがケアの記録を提示するよう求めたり、他のホメオパスやかかりつけ医に送ることを依頼した場合には、できるだけ速やかにそのクライアントのケースノートから適切な情報を提出することが重要である。完全なオリジナルのノートは保持されるべきである。

守秘義務と開示

14 正・準会員は、クライアントが文書で同意するか、あるいは法律によって開示が要求されるかしない限り、クライアントの情報が安全で内密に守られることを保証しなくてはならない。ただし、クライアントが自身や他の人たちを傷つけるかもしれないという重大な懸念がある場合には、上記の限りではなく、ホメオパスは該当機関に知らせ、情報を開示するべきである。

15 正・準会員は、報告書や証明書などの文書を作成したり、これらに署名したりするとき、あるいは法廷や裁判所で証言するように要求されたときは、正確で事実に基づいていなければならない。

第3章 職業的義務

職能および継続的職能研修（Continuing Professional Development : CPD）

16 正・準会員は、自らの職業的能力の限界を認識し、必要に応じて、他の専門家に紹介する。ただし、紹介する専門家は適格でなければならない。

17 正・準会員は、定期的に専門技能を評価し、継続的職能研修（CPD）を通して、積極的に知識的・技能的基盤の拡充および自身の個人的成長に努めなければならない。

CPDへ参加しようとするとき、会員は以下のことを認識していなければならない：

- 1) どのCPDに以前参加したのか、また、その理由
- 2) 参加したCPDによって何を学んだのか
- 3) 参加したCPDは、会員の業務にどのような影響を及ぼしたのか
- 4) CPDへの関わりを通して、どのような領域を強化すれば、会員の専門的業務をより向上させることができるのか

18 正・準会員の職業的行為あるいは能力に関する申立てがあった場合には、CPDの実績が考慮される。

専門的ケア

19 クライアントは知る権利を有し、また、ホメオパスはクライアントの求めに応じて適切な時期にレメディの名前を提示する義務を有する。

20 レメディの摂り方は、明確に指示しなければならない。

21 身体を見たり触れたりする場合には、クライアントか代理人の許可を得る必要がある。可能であれば第三者が立ち会うことが望ましい。16歳以下の子どもの場合は、親あるいは代理人の面前で、本人の同意を得たうえでなされるべきである。

22 処方されたレメディをどのように摂るかに関しては、クライアントとそのレメディの処方者双方が責任を負う。

23 ホメオパスが短期間でも休業する場合は、クライアントのケアに必要な準備・手はずを確実に整える責任がある。代理を依頼する場合は、彼らが適格であることを保証する責任がある。

親族/その他関係者との連絡

24 クライアントの家族や友人、あるいは関係者から連絡があった場合は、守秘義務やクライアントの希望に反することなく対応し、彼らの関心事を慎重に聞き、記録することが正・準会員の責任である。

子どもの保護

25 子どもが危険に曝されている確証または強い疑いがあるとき、正・準会員は、福祉事務所もしくは児童相談所など、しかるべき担当窓口に通告する義務がある。

クライアント関連資料の適切な使用

26 正・準会員は、セッションのいかなる部分であっても、記録のために録音・録画する場合は、書面による承諾を得なければならない。クライアントに関するいかなる資料も映像も、わいせつと見なしうるものは、録音・録画による記録を避けるべきである。

27 正・準会員は、資料の使用について明確にクライアントに説明し、書面による同意を得たうえでのみ、クライアントに関する資料の映像・音声を使用する。クライアントは、資料が使われる目的に関して明確な説明を受け、いつでも同意を取り消すことができる。クライアントは、同意を強制されていると感じるようなことがあってはならない。正会員または準会員が、同意を得たものとは異なる目的のために資料を使いたい場合は、改めて同意を得なければならない。

適切な関係性

28 正・準会員が、クライアント、学生、または被指導者に付きまったり、彼らと深い関係を結んだりすることは適切ではない。そのような関係は、相手に対する虐待になる可能性があるなど、信頼関係を徐々にむしばむ。正・準会員は、適切な関係を常に維持しなければならない。

29 正・準会員は、このような困難な状況に対処するために援助が必要な場合、指導者あるいは協会理事会（倫理委員会）の指導を仰ぐべきである。

研究

30 研究に着手しようとしている正・準会員は、現行の研究倫理要件、研究管理方法、および関連するすべての法律・指針に精通し、これらを遵守しなければならない。

31 ホメオパシーのプルービングにおいて、プルーバーはクライアントと同等レベルのケアと管理を受ける権利を有する。

第4章 法律に関する義務

刑法と民法

32 正・準会員は、業務を行う国や州あるいは地域の刑法および関連する民法に従うように義務づけられる。

33 正・準会員は、ホメオパシーの業務に直接的あるいは間接的に関係する全ての法律を遵守し、それらの最新情報に精通していなければならない。

34 この規範において言及される法律や規則は、施行以来なされた、あらゆる改正や変更、廃止あるいは再制定を含むものとする。

個人情報保護

35 正・準会員は、どのようなクライアント記録も個人情報保護法に準じて扱わなければならない。

36 クライアントは自分のケアに関する記録を入手することができる。クライアントに記録のコピーを望まれた場合、正・準会員は手数料をかけることができる。

オリジナルの記録の所有権はホメオパスが有するものとする。

広告とメディア

37 広告は全て法律に従った方法で掲示されなければならない。

38 職業上の広告は事実でなければならず、誤解させたり、騙したり、非現実的であったり、途方もない主張をしようとするものであってはならない。広告は特別な関心を起こさせることはあっても、優劣を主張したり、他のホメオパスや専門家の名誉を傷つけたりすることがあってはならない。暗示的であれ明示的であれ、どのような病気の治療も約束してはならない。研究結果はすべて事実を歪曲せずに明示すべきであり、憶測的な理論はそれとは明確に区別して述べるべきである。

39 広告内容とその配布や掲示の仕方は、正・準会員に相談やケアを求めるよう、クライアントに圧力をかけるものであってはならない。

40 正・準会員は、製品やレメディの広告・プロモーションにおいて、許可なく協会員資格を称してはならない。

不当表示の回避

41 「ホメオパシー医」などの表記は、その人が医師免許を持つ医師であるという誤った印象を与えるかもしれないので、避けるべきである。

42 医療関連資格を有さない限り、その名称を表示することはできない。

43 明示的であれ暗示的であれ、特定の疾患の治療を意味する主張は避けなくてはならない。

届出疾患

44 正・準会員は、感染症法に基づく医師による届出義務のある疾患を把握し、そのようなケースに遭遇した場合、適切な医療機関に紹介するか受診を促し、その場合における適切な行動をとるべきである。

第5章 組織に関する事項

建物と設備

45 正・準会員は、建物および設備に関する国ならびに地方の法的義務・規制を遵守しなければならない。また、備品やレメディは安全かつ衛生的に管理しなければならない。

46 建物と設備が最新の基準に適合していることを確認するために、定期的な点検が行われなければならない。正・準会員は、雇用者、被雇用者、自営業者のいずれも、労働安全衛生法および他の関連する法令に定められた責任を自覚しなければならない。

保険

47 セッションを行う正・準会員は、常に適切な専門職業人賠償責任保険により補償されるものとする。

第6章 業務上の問題に関する事項

健康の問題

48 正・準会員の精神、情緒、身体的な健康が何らかの理由で損なわれ、クライアントに影響が生じるリスクのある場合、正・準会員はクライアントを保護するために、自らの業務の変更に関して倫理委員の専門的助言を求め、それに従わなければならない。業務への適性を確保するために、休業もしくは専門的な指導を受けることが必要な場合もある。このような場合、正・準会員は内々に事務局へ通知しなければならない。正・準会員が別の正・準会員の精神、情緒、身体的な健康について何らかの懸念を抱いた場合には、倫理委員の適切な助言を求めるべきである。

49 正・準会員の退職、病気あるいは死亡の場合には、可能な限りクライアントに通知され、クライアントの同意の上で、後任のホメオパスに記録が引き継がれるべきである。

信頼が損なわれた場合

50 理由の如何を問わず、相互の信頼関係が損なわれた場合は、正・準会員からも、クライアントからも、職業上の関係を終了させることができる。

この場合、正・準会員は、クライアントが望めば、代わりのホメオパスを紹介し、クライアントの許可を得た上で、後任のホメオパスが速やかにクライアントのケアに対する責任を引き継げるよう十分な情報を提供しなければならない。

苦情

51 ホメオパスが協会の基準を満たす教育を受け、本規範のガイダンスを遵守するならば、安全に、適切に、そして倫理的にホメオパシーを実践することができる。しかしながら、いかなる理由であれ、業務に問題が生じ、正・準会員と苦情申立人の間では解決できない場合、問題は協会に委託される。

52 クライアントや協会員に限らず、いかなる者であれ、正・準会員が本規範に従った行動をしていないと判断した場合は、協会の倫理委員会に苦情を申し立てることができる。

53 正・準会員は、クライアントが自分の受けているケアに懸念を持った場合にそれを伝える方法を、あらかじめ説明しておかなくてはならない。苦情に直接対応する場合、正・準会員はクライアントの利益を第一に考え、外部の調査にも十分に協力し、速やかかつ建設的に対処すべきである。

54 ケアに関する懸念を訴えた場合、クライアントは、事態の適切な調査と詳細な説明を受ける権利がある。正・準会員は、問題の解決に主体的に取り組み、それがふさわしい場合は適切な謝罪をし、再発防止の措置をとることを保証しなければならない。

55 正・準会員は、できるだけ早い段階で、協会の倫理委員会と連携しながら措置をとるべきである。(補償問題になる場合は、専門賠償保険業者とも連携する必要がある。)

56 クライアントや協会員に限らず、いかなる者であっても業務上の不適切な行為を申し立てることができ、そして当該の正・準会員がその申し立てに応ずることができる仕組みを、協会が権限をもって提供し、その手続きを定める。

57 正・準会員の不適切な行為は、自らの評判およびホメオパシーの評判に悪影響を及ぼす可能性がある。そのような行為が業務内外に生じた場合は、倫理委員会で検討するため協会に通達される必要がある。さらに、刑事上その他の法的手続きの実行如何にかかわらず、特定の状況下では、正・準会員の登録を保留あるいは抹消しなければならない場合がある。

第7章 業務行動手続き

58 はじめに

業務行動手続きは、その職業における職業規範の遵守を促し、ときにそれを強制するためにある。この手続きは一般の人々を保護し、専門家としての信頼を維持するためのものであり、該当する当事者全員に対して公平である。ホメオパスの行為に対する懸念や苦情は、彼らの振る舞い、ケアに関する能力、健康状態などに関連して生じ得る。協会は公式な業務行動手続きに入る前に、非公式な仲裁を通して、苦情を訴える人と会員との意見の相違を可能な限り解決しようとするべきである。また、このような目的のために無給の仲裁者として活動できる適切な専門家・非専門家の個人リストを備えておくことが望ましい。多くの案件は、コミュニケーション不足から生ずる誤解によるものである。全ての当事者の多様なニーズや期待は、しかるべく尊重されなければならない。

案件の提出を検討している者は、倫理委員にアドバイスを求めたり、倫理規範のコピーを請求し、参考にすることができる。会員は、倫理委員および/または、所属する他の専門家協会からのアドバイスを求めることが勧められる。

59 懸念と苦情

会員の行為が倫理規範に述べられている基準を満たしていないという申し立てがあった場合に、案件が生じる。なんらかの懸念や苦情を持つ者は、最初は可能な限り、その会員に対して問題を提起し、直接であれ、仲裁によってであれ、その問題の解決を求めるべきである。仲裁が必要な場合は、適切な者の紹介を協会に求めることができる（第1段階）。もしそれだけでは当事者双方の満足が得られるまで解決することができない場合には、どちらもそれを協会に対して文書で伝えることができる（第2段階）。

60 第1段階

この予備段階は、会員と申立人との間で直接処理することもできるし、適切な訓練を受けた仲裁人が援助することもできる。合意が達せられたなら、仲裁人は、あらゆる解決が行われることを保証するために必要な手続きを全て行い、達成された解決の記録を作成し、保管する。

61 第2段階

この段階は公式のものであり、第1段階で解決に至らなかった場合、あるいは、申立人が第1段階を実行することを選択せずに書面で倫理委員会への苦情相談を行った場合に生じる。このようなケースでは、全ての苦情と対応を倫理委員が書面で記録し、当

事者と倫理委員が署名する。第2段階の最後には、倫理委員が報告書を作成する。倫理委員会が、文書での応答を会員および/または申立人に要求した場合は、要求してから14日以内に回答を得るべきである。第2段階は、通常、文書での苦情が倫理委員会に受理された日付から28日以内に完了されるべきである。第2段階では、倫理委員会によって以下のことが行われる。

- a) 後日、誤解や食い違いが生じるのを回避するため、あらかじめ苦情の詳細を申立人と共に明確にし、書面での苦情記録を作成する。記録には必ず申立人の署名を得る。
- b) 苦情の正確な内容を当該会員に通知し、対応を求める。これには、a) で得られた苦情記録を添付しても良い。
- c) 関連情報を整理する。
- d) 倫理規範の中でその問題に該当する箇所を確認する。
- e) 全ての当事者のもとへ業務行動手続きに関するガイドラインを送る。
- f) 互いに受け入れ可能な解決に導くことができるよう、適切なところで仲裁を始める。
- g) 入手可能な根拠を全て集約した後、報告書を提供し、結論を示して勧告する。

62 第3段階

この段階には、報告書と勧告に対する双方の当事者からの回答を待つことが含まれる。

- a) 回答の結果、双方の合意が得られれば、提案した解決策が決定事項として記録される。
- b) 倫理委員会は、双方の当事者によって合意された期限内で、解決策が全て確実になされるように確認する。

63 第4段階 倫理審議会

第3段階で解決に至らないか、または発生した問題が倫理委員会の権限を超えるような性質のものである場合（申し立てられた苦情が深刻な職業的違法行為を含む場合など）、以下のいずれかの対応となる。

- a) 倫理審議会に付託する、あるいは
- b) 問題解決の可能性が示されなかったことを書面で当事者に通知し、この案件を打ち切る。

その案件を打ち切るという倫理委員会の決定に対する反論はできない。

倫理審議会は、2人の正会員（そのうちの1人は協会理事であること）、および2人の一般会員ないしは外部の専門家から成る。倫理審議会は、必要に応じて、諮問能力のある者をさらに選出してもよい。定足数は3人であり、少なくともそのうちの1人は協

会の正会員、1人は一般会員ないしは外部の専門家でなければならない。議長は、倫理審議会のメンバーから選出される。提出された書面での情報を検討した後、倫理審議会は以下のことができる：

- a) 解決できる問題ではないという決定を下し、その理由を書面で明確に示す。
- b) 倫理委員会に差し戻してさらに詳しい情報を得る。
- c) 申し立てに値する根拠があると決定する。ただし、その申し立ては双方の当事者を含めた仲裁を通して、互いに容認できる結論に至るよう解決されるべきである。その結論には、会員と申立人の同意が含まれるものとする。
- d) 申し立てを法的に有効な形式の訴状に整え、関連する全ての当事者に通知する。